

「個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（仮称）」及び「個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則（仮称）」の概要

1 制定趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、千葉県個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）が制定されました。

施行条例では、条例個人情報ファイル簿及び不開示情報の例外に関する規定において、その具体的な内容を規則で定めるとしてあります。また、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）では、写しの送付による開示の実施を行う場合の送付費用について、その具体的な納付方法を地方公共団体の規則で定める方法によるとしてあります。

今回制定を予定している個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「施行規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則（以下「政令規則」という。）は、施行条例及び政令で委任された事項について定めるものとなります。

2 根拠となる法令（別紙参照）

（1）施行規則

施行条例第3条第1項及び第2項第3号並びに第4条

（2）政令規則

政令第28条第4項

3 制定内容

（1）施行規則

ア 条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の具体的な内容について定めた政令第21条と同一の内容となるよう、以下の項目を定めます。

（ア）実施機関は、条例個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならないこと。

（イ）条例個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している条例個人情報ファイルを通じて一の帳簿とすること。

（ウ）実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならないこと。

（エ）実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した条例個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその条例個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイルについての記載を削除しなければならないこと。

（オ）実施機関は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これ

を備え置いて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないこと。

(カ) 施行条例第3条第1項にいう「その他規則で定める事項」とは、次に掲げる事項とすること。

a 法第60条第2項第1号に係る条例個人情報ファイル又は同項第2号に係る条例個人情報ファイルの別

b 法第60条第2項第1号に係る条例個人情報ファイルについて、次項に規定する条例個人情報ファイルがあるときは、その旨

(キ) 施行条例第3条第2項第3号の規則で定める条例個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る条例個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が施行条例第3条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る条例個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

イ 不開示情報の例外

千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則と同一の内容となるよう、施行条例第4条に規定する規則で定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官及び当該階級に相当する職にある警察官以外の職員とすることを定める。

(2) 政令規則

写しの送付費用の納付方法について、以下を定める。

政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票で納付する方法とすること。

4 施行予定

令和5年4月1日